

平成21年 8月12日

各 位

会 社 名 ユニコムグループホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 二 家 英 彰
 (J A S D A Q ・ コード 8 7 4 4)
 問合せ先 取締役管理部長 西 山 義 信
 TEL 0 3 - 5 6 2 3 - 5 0 2 7

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 21 年 8 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

現在、当社グループでは、本年 5 月以来適時開示してまいりました連結子会社 2 社の株式譲渡及びその後の会社分割等によるグループ事業会社の再編成を通じ、商品先物取引の対面営業部門及びオンライン取引部門の双方を兼ね備える「日本ユニコム株式会社」と地域密着型の証券対面営業を主軸とする「日産センチュリー証券株式会社」とにグループ経営資源を集中させた新たな経営体制を構築中であります。

当社は、この新体制のもとで連結業績の早期回復を目指すのに併せ、資本効率の改善による株主資本利益率や 1 株当たり利益指標等の財務数値の向上を通じた株主還元の一層の推進に努めるべきとの観点から、また昨今の激しい経営環境の変化に対応していくための機動的な資本政策に備えるため、今般、大幅な自己株式の取得を行うことといたしました。取得方法につきましては、当社では従来、市場買付けの方法による自己株式取得を実施してまいりましたが、昨秋来の世界的な金融危機の影響から証券市場の取引の厚みも回復しきったとはいえない今の状況下では同方法による効率的な買受けは困難であると考えられるため、今回は金融商品取引法第 27 条の 22 の 2 の定める発行者による上場株券等の公開買付けにより行うものであります。

なお、本公開買付けにより取得する自己株式につきましては、当面はいわゆる金庫株として保有し、消却を含め今後の処分方法を検討してまいります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	1,500,000 株 (上限)	450,000,000 円 (上限)

(注 1) 発行済株式の総数 12,920,340 株

(注 2) 発行済株式総数に対する割合 11.61%

(注 3) 取得する期間 平成 21 年 8 月 13 日 (木曜日) ~ 平成 21 年 9 月 17 日 (木曜日)

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等 該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

買付け等の期間

平成 21 年 8 月 13 日（木曜日）から平成 21 年 9 月 17 日（木曜日）まで（26 営業日）

公開買付開始公告日 平成 21 年 8 月 13 日（木曜日）

（注）電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）

(2) 買付け等の価格 1 株につき金 300 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

本公開買付けにおける買付等の価格（以下「買付価格」といいます。）の算定につきましては、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを考慮し、本公開買付けにおける買付価格の算定につきましても当社株式の市場価格を最優先に検討いたしました。その結果、当社は、適正な時価を算定するためには、本公開買付けの決議直前の株価のみならず、過去一定期間の株価の推移についても反映させることが望ましいと判断いたしました。なお、当該算定に係る期間については直近 1 年間とすることが妥当と判断しましたが、これは短期間の株価では今日の世界的な景気後退の影響が色濃くなり過ぎてしまう一方で、あまりに長期の株価推移を参照した場合には最近の市場評価を反映できない懸念があること、そして当社が昨年 8 月の取締役会決議に基づく自己株式の市場買付けを約 1 年間にわたって行っていたことが当社株価に一定の影響を与えていたと見込まれることの 2 点を考慮したためであります。

以上の判断に基づき、当社は、本公開買付けにおける買付価格として、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの 1 年間（平成 20 年 8 月 12 日～平成 21 年 8 月 11 日）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（293 円、1 円未満四捨五入）を基礎とし、過去の公開買付け事例のプレミアム水準等の状況に鑑みてこれに 2.4%のプレミアムを加えた金額（300 円、1 円未満四捨五入）を選択することが妥当であるとの結論に至りました。買付価格は、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日である平成 21 年 8 月 11 日の当社普通株式の終値（261 円）からは、14.9%のプレミアムを加えた金額になります。

算定の経緯

当社は、上記「1 買付け等の目的」記載の趣旨に基づき平成 21 年 5 月下旬より今般の自己株式の大幅な取得について検討を始め、平成 21 年 8 月 12 日の当社取締役会において、自己株式の取得及び取得方法、また買付価格等について審議を行いました。その結果、買付価格の算定には、株価形成には業績以外の様々な要素が影響すること、そして上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、本公開買付けの決議直前の株価のみならず、過去一定期間の株価の推移についても反映させることが望ましいと判断いたしました。なお、当該算定に係る期間については直近 1 年間とすることが妥当と判断しましたが、これは短期間の株価では今日の世界的な景気後退の影響が色濃くなり過ぎてしまう一方で、あまりに長期の株価推移を参照した場合には最近の市場評価を反映できない懸念があること、そして当社が昨年 8 月の取締役会決議に基づく自己株式の市場買付けを約 1 年間にわたって行っていたことが当社株価に一定の影響を与えていたと見込まれることの 2 点を考慮したためであります。

以上の判断に基づき、当社は、本公開買付けにおける買付価格として、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの 1 年間（平成 20 年 8 月 12 日～平成 21 年 8 月 11 日）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（293 円、1 円未満四捨五入）を基礎とし、過去の公開買付け事例のプレミアム水準等の状況に鑑みてこれに 2.4%のプレミアムを加えた金額（300 円、1 円未満四捨五入）を選択することが妥当であ

るとの認識で一致し、上記取締役会において本公開買付けの決議を行いました。買付価格は、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日である平成 21 年 8 月 11 日の当社普通株式の終値(261 円)からは、14.9%のプレミアムを加えた金額になります。なお、買付価格の算定にあたり第三者機関による株式価値算定書は入手しておりません。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,500,000 株	- 株	1,500,000 株

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株式(以下「応募株式」といいます。)の数の合計が買付予定数(1,500,000 株)に満たないときは、応募株式の全部の買付けを行います。応募株式の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。)第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株式の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 発行済株式総数に対する割合 11.61%

(5) 買付け等に要する資金 約 460 百万円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法及び開始日

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

日産センチュリー証券株式会社

東京都中央区日本橋兜町 7 番 6 号

決済の開始日 平成 21 年 9 月 28 日(月曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書に応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(ご参考) 平成 21 年 8 月 12 日現在の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く) 12,920,340 株

自己株式数 1,083,323 株

以 上